

学校番号	140
学校名	玄洋小学校
校長名	木下 博子
(生徒指導担当者	山本 志麻)

令和4年度 玄洋小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

いじめの予防・早期発見のために、1学期にいじめ防止基本方針の共通理解を行う。また、記名・無記名のアンケートを定期的実施することにより、情報の収集に努め学級や児童の様子を把握し、集団作りを推進するための方策を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめをしない子どもを育てる。
- (2) いじめをさせない子どもを育てる。
- (3) いじめにあったら、誰かに伝える子どもを育てる。
- (4) いじめを許さない子どもを育てる。
- (5) いじめを見てみぬふりをしない子どもを育てる。

玄洋小学校いじめゼロ宣言「きあい」

- ・「**き**」「**あ**」「**い**」をいつも心にもち、玄洋の絆を深めます。
- ・「**きれいな学校にしよう**」清掃活動、身の回りの整理整頓
- ・「**あいさつをみんなが行う**気持ちのいい学校にしよう」あいさつ
- ・「**いじめのないみんながなかよく支え合う学校にしよう**」仲間づくり

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
- 共同的な活動を通して、児童自らが「絆づくり」をするために、教職員が「場づくり」を行う。

- 児童の自己存在感を高め、安心して過ごせる「居場所づくり」を行う。
- 「いじめに特化したアンケート」を月に1回以上実施し、学期に1回(年間3回程度)「いじめに特化した『無記名』アンケート」を実施する。
- Q-Uアンケートを実施する学年・学級については、結果の分析と活用を図り、集団作り推進にいかす。
- 児童会が主体となり「いじめのない学校にしよう」というめあてのために具体的な取組を推進し、実施する。
(→R4「GENYO SMILE プロジェクト」)
- 「校内いじめ防止対策委員会」(運営委員会)を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者(SC・SSW)との連携を図るとともに、学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応(いじめの兆候を見逃さない取組等)

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」(市教委作成)及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」(県教委作成)の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置(ネット上のいじめ・加害児童への対応も含む)

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 小学校における出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導の徹底を図り、加害児童に対しては、人格の成長を旨とした教育的配慮の下に指導し、加害児童が抱える問題の解決を図る。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめ問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、別室指導等柔軟な

対応に努める。

- (7) インターネット・SNS上のいじめが重大な人権侵害にあたることを理解させる取組を行い、規範意識育成のための取組の充実を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、集団づくり研修において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) インターネット・SNS上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 玄洋小学校いじめ防止基本方針作成の際に、保護者等地域の方の参画児童の意見を取り入れ、いじめ防止について児童が主体的に取り組めるものとする。
- (2) 玄洋小学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 玄洋小学校いじめ防止基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

- 名称

玄洋小学校いじめ防止対策委員会

- 役割
 - ・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・いじめの相談・通報の窓口
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
 - ・関係のある児童への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定

(2) 組織の構成

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当，養護教諭，スクールサポーター，スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW），PTA会長，地域関係者

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

- 名称
 - 玄洋小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・重大事態の発生について教育委員会への報告
 - ・重大事態に係る事実関係の調査
 - ・調査結果を教育委員会に報告
 - ・調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当，養護教諭，スクールサポーター，スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW），PTA会長，地域関係者

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童等への取組 及び児童の活動		職員研修等		チェック
4	げんようっ子アンケート いじめ防止基本方針作成	D	いじめ防止基本方針提案 校内いじめ防止対策委員会	P D	
5	げんようっ子アンケート 児童会によるスマイルプロジェクト提案・実施（年度末まで）	D P	校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問 学校警察連絡協議会	D D D	
6	いじめ防止取組月間 Q-Uアンケート げんようっ子アンケート	P D DC	玄洋小いじめ防止対策委員会 校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D C C	
7	生活習慣定着度調査 げんようっ子アンケート （無記名） メディア教育（保護者含む）	D D D	校内いじめ防止対策委員会	CA	
8			夏季研修（集団作り研修） 夏季研修 ・1学期の取組の反省 ・2学期の取組の確認	P D C AP	
9	げんようっ子アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
10	げんようっ子アンケート いじめゼロサミット参加	D D	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	げんようっ子アンケート Q-Uアンケート	DC D	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D C	
12	げんようっ子アンケート （無記名）	D	校内いじめ防止対策委員会 ・2学期の取組の反省 ・3学期の取組の確認 学校警察連絡協議会 冬季研修（集団作り研修）	C A C CA	
1	げんようっ子アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
2	げんようっ子アンケート	DC	玄洋小いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会 学校サポーター会議 校内いじめ防止対策委員会	CD D C C	
3	げんようっ子アンケート （無記名）	D	校内いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	C AP	

